

○豊島区財産価格審議会条例

昭和61年3月31日

条例第6号

(設置)

第1条 豊島区の公有財産の取得及び処分に関し、適正な価格を評定するため、区長の附属機関として、豊島区財産価格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げるものの価格を評定して答申する。

- (1) 不動産
- (2) 不動産の従物
- (3) 地上権、地役権その他これらに準ずる権利
- (4) 特許権、著作権、商標権その他これらに準ずる権利
- (5) 不動産の信託の受益権
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるもの

(昭61条例49・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるものにつき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 区議会議員 6人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 区職員 3人以内

(平15条例5・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、区長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に直接の利害関係のある事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(平19条例3・平29条例3・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 東京都豊島区の執行機関の長の附属機関に関する条例（昭和31年豊島区条例第19号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、この条例による廃止前の東京都豊島区の執行機関の長の附属機関に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例中の相当する規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和61年10月9日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第5号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

